

# いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）

令和6年3月

青 森 県

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

1	計画見直しの趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	基本理念	1
5	自殺対策の目標	3

## 第2章 本県における自殺の現状

1	自殺者数、自殺死亡率の推移	4
2	年代別・性別の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較	4
3	本県の自殺者の特徴	6
4	二次保健医療圏別の自殺死亡率の推移	7
5	自殺未遂歴の有無	7
6	高齢者関連	8
7	勤務・経営関連	8
8	子ども・若者関連	9

## 第3章 これまでの自殺対策と課題

1	これまでの取組及び評価	10
2	本県における自殺対策の課題	11

## 第4章 自殺対策の基本方針

1	生きることの包括的な支援として推進する	12
2	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	12
3	対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	12
4	実践と啓発を両輪として推進する	13
5	行政、関係団体、民間団体等、県民が明確な役割をもって連携・協働を推進する	13

## 第5章 いのち支える自殺対策における取組

### 1 基本施策

- (1) 市町村等への持続的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- (2) 地域におけるネットワークの拡大・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (4) 住民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (5) 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (6) 児童生徒等の自殺予防に向けたこころの教育等の推進・・・・・ 20
- (7) 女性に対する支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

### 2 重点施策

- (1) 高齢者世代対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 働き盛り世代対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (3) こども・若者世代対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (4) 生活困窮者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

### 3 生きる支援関連施策

- (1) 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する・・・・・・・・・・ 26
- (2) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す・・・・・・・・・・・・・ 26
- (3) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する・・・・・・・・ 26
- (4) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る・・・・・ 27
- (5) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する・・・・・ 28
- (6) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする・・・・・ 29
- (7) 社会全体の自殺リスクを低下させる・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (8) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (9) 遺された人への支援を充実する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (10) 民間団体との連携を強化する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (11) こども・若者の自殺対策を推進する・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (12) 勤務問題による自殺対策を推進する・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (13) 女性の自殺対策をさらに推進する・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

## 第6章 計画の推進体制

- 1 いのち支える青森県自殺対策推進本部・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 2 青森県自殺対策連絡協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 3 青森県自殺対策推進センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 障がい\*福祉課・精神保健福祉センター・保健所の連携体制  
(青森県版地域自殺対策プラットフォーム)・・・・・・・・・・・・・・ 37

\* 本計画において用いる県に関する組織名は令和6年4月時点のものとする。

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画見直しの趣旨

平成28年に改正された自殺対策基本法第13条において「都道府県及び市町村は地域自殺対策計画を定めるもの」とされたことを受け、本県では平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「いのち支える青森県自殺対策計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、本県の実情を踏まえた実効性のある取組を総合的に推進してまいりました。

この度、令和4年10月に国が改定した自殺総合対策大綱や、第1期計画における課題を踏まえ、「いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）」（以下「第2期計画」という。）を策定して引き続き取組を推進します。

### <自殺対策基本法抜粋>

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

### <自殺総合対策大綱>

政府が推進すべき自殺対策の指針として、閣議決定により平成19年に策定されたもの。概ね5年を目途に見直しがされ、令和4年に4回目の改定版が出されたもの。

## 2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法に基づく「都道府県自殺対策計画」であり、本県の基本計画である「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」に掲げる「こころを支え、命を守る社会づくり」を進めるための具体的な計画です。

また、「第8次青森県保健医療計画」「第三次青森県健康増進計画」及び「青森県依存症等対策推進計画」との整合を図っています。

## 3 計画の期間

令和6年度から令和11年度の6年間を計画期間とします。

## 4 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（図表I-1）。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

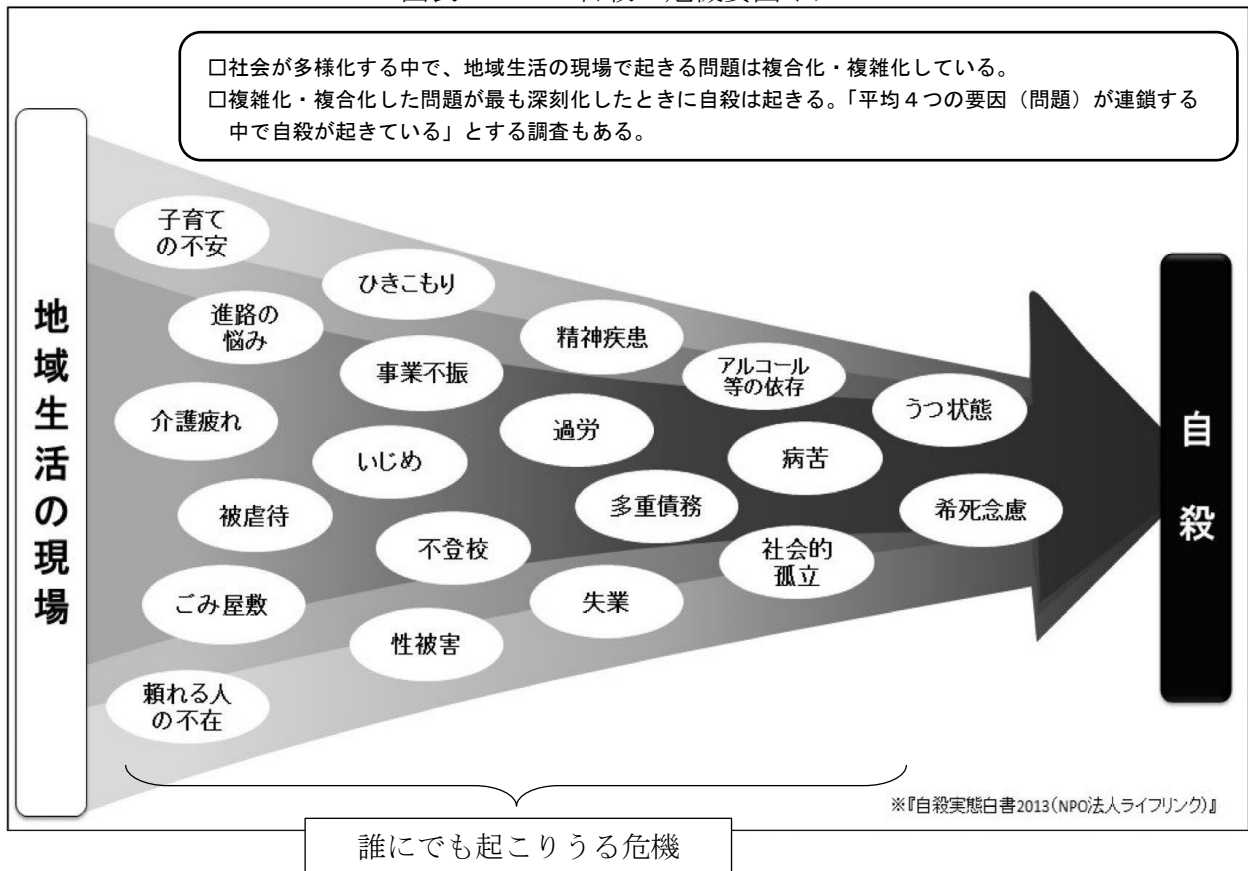
このため、自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として、保健、医療、福祉、教育、労働そのほかの関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならないとされています。

また、ひとりの自殺は周囲の多くの人に深刻な影響を与えるといわれており、家族や友人だけでなく、地域社会、学校や職場にも大きな影響を与えます。

このことから、県では全ての県民がかけがえのない個人として尊重され、「生きることの包

括的支援」を受けられるよう第1期計画に引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない青森県の実現」を基本理念とします。

図表 I - 1 自殺の危機要因イメージ



NPO法人ライフリンク作成・障がい福祉課一部改変

## 5 自殺対策の目標

計画に掲げる基本理念の実現に向けて、計画の目標値を次のとおり設定します。

### 【目標値】

自殺死亡率	令和11年時点で12.8以下
-------	----------------

#### <自殺死亡率>

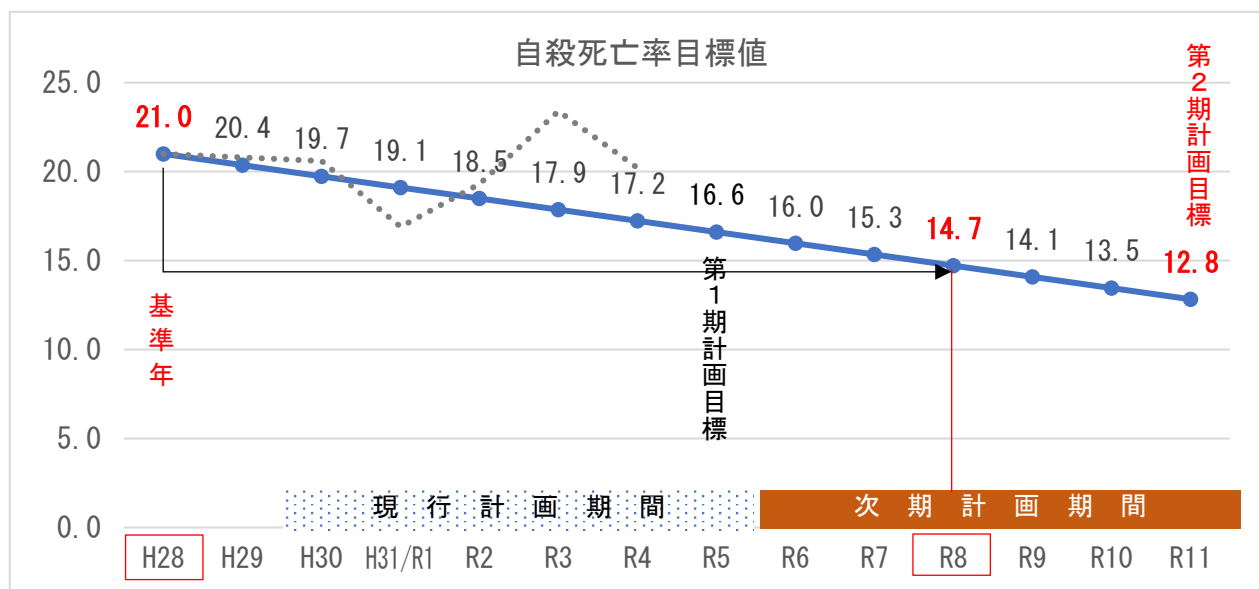
本計画では人口動態統計\*に基づく人口10万人あたりの自殺者数とする。

### 【目標値設定の考え方】

自殺死亡率の目標値について、第1期計画では令和8年までに自殺死亡率を平成28年(21.0)と比べ30%以上減少させるため、令和8年まで毎年0.63ポイントずつ減少した場合の令和5年の値(16.6)を目標値として設定しました。

第2期計画においても同様の考え方により、当該減少幅(毎年0.63ポイント減)で計算した場合の令和11年の値(12.8)を目標値とします。

なお、自殺者数は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口と自殺死亡率の目標値を用いて算出した値を、参考値として設定します。



### 【参考値】

当該自殺死亡率により算出した場合の自殺者数は138人

(国立社会保障・人口問題研究所「令和5年推計」より令和11年の直近値である、令和12年推計人口：1,077,000人を用いて算出)

式： $1,077,000 \text{ 人} \times 12.8 / 10 \text{ 万人} \approx 137.9 (\approx 138 \text{ 人})$

#### ※人口動態統計

自殺者数、自殺死亡率の算出にあたって使用する統計資料です。厚生労働省の人口動態調査結果で、日本における日本人を対象としています。

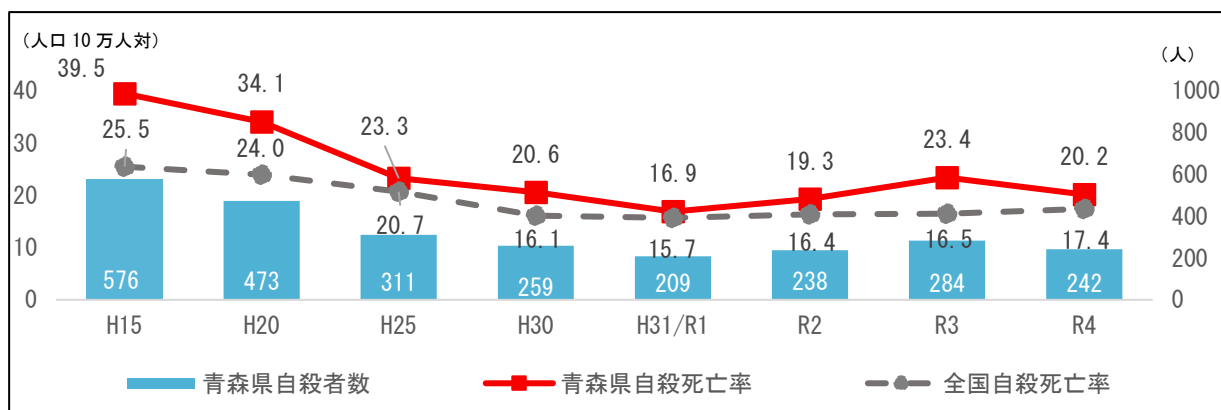
## 第2章 本県における自殺の現状

### 1 自殺者数、自殺死亡率の推移

本県の自殺死亡率は平成15年の39.5をピークに概ね減少傾向となり、令和元(平成31)年が最も低く、16.9でした。その後令和2年及び令和3年は増加し、令和4年に再び減少に転じましたが、自殺死亡率は全国より高い状態が続いています。

(図表Ⅱ-1・Ⅱ-2)

図表Ⅱ-1 自殺者数・自殺死亡率の推移



資料：人口動態統計

図表Ⅱ-2 男女別自殺者数の推移

		H15	H20	H25	H26	H30	H31/R1	R2	R3	R4
青森県	男性	446	353	225	192	188	149	170	209	174
	女性	130	120	86	78	71	60	68	75	68
	総数	576	473	311	270	259	209	238	284	242
全国	男性	23,396	21,546	18,158	16,875	13,808	13,637	13,552	13,508	14,352
	女性	8,713	8,683	7,905	7,542	6,176	5,752	6,651	6,783	6,886
	総数	32,109	30,229	26,063	24,417	19,984	19,389	20,203	20,291	21,238

資料：人口動態統計

### 2 年代別・性別の自殺者の割合、自殺死亡率の全国との比較

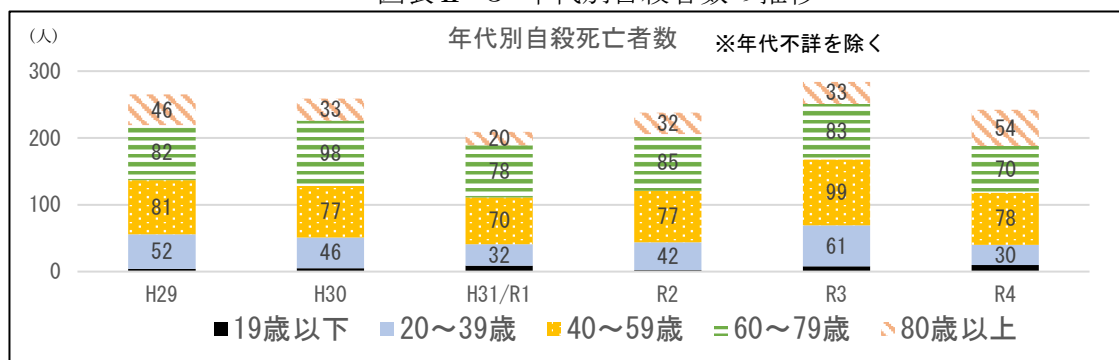
本県の平成30年から令和4年までの5年間の年代別の自殺者数では、40歳以上が自殺者の8割を占めており、令和3年以降は40～59歳の自殺死亡者数が最も多くなっています。

(図表Ⅱ-3)

男女別では、男性が7割強と全国よりも多い状況です。(図表Ⅱ-4)

また、自殺死亡率では男性は全国より高い水準で推移し、女性は全国とほぼ同じレベルで推移しています。(図表Ⅱ-5)

図表Ⅱ-3 年代別自殺者数の推移



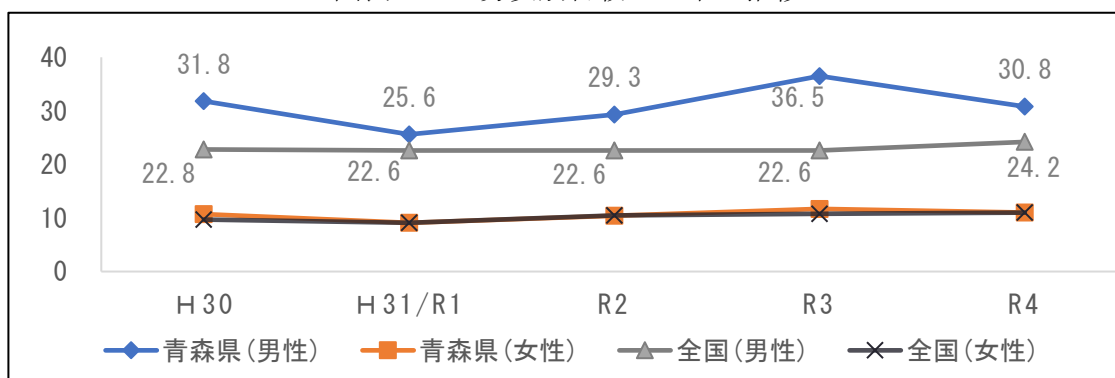
資料：人口動態統計

図表Ⅱ-4 自殺者の男女比の推移

	青森県		全国	
	男性	女性	男性	女性
H30	72.6%	27.4%	69.1%	30.9%
H31/R1	71.3%	28.7%	70.4%	29.6%
R2	71.4%	28.6%	67.1%	32.9%
R3	73.6%	26.4%	66.6%	33.4%
R4	71.9%	28.1%	67.6%	32.4%

資料：人口動態統計

図表Ⅱ-5 男女別自殺死亡率の推移



資料：人口動態統計



### 3 本県の自殺者の特徴

生活状況別（性別・年齢階級（成人3区分※）・職業の有無・同居人の有無）の上位5区分をみると、自殺者に占める割合が最も高いのは、「男性・60歳以上・無職・同居者有」の区分となっています。その自殺に至る主な危機経路として、失業（退職）からの生活苦に、介護の悩み（疲れ）、身体疾患等が加わることにより自殺に至っています。（図表Ⅱ－7）

※20～39歳、40～59歳、60歳以上の3区分

図表Ⅱ－6 生活状況別（性別・年齢階級（成人3区分）・職業の有無・同居人の有無）の上位5区分自殺者（H30～R4年合計）

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合
1位:男性60歳以上無職同居	195	15.3%
2位:男性40～59歳有職同居	133	10.5%
3位:女性60歳以上無職同居	125	9.8%
4位:男性60歳以上無職独居	95	7.5%
5位:男性60歳以上有職同居	87	6.8%

資料：地域自殺実態プロファイル（2023）※

- 注：・区分の順位は自殺者数の多い順としている。  
 ・「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示したものと  
 している。

---

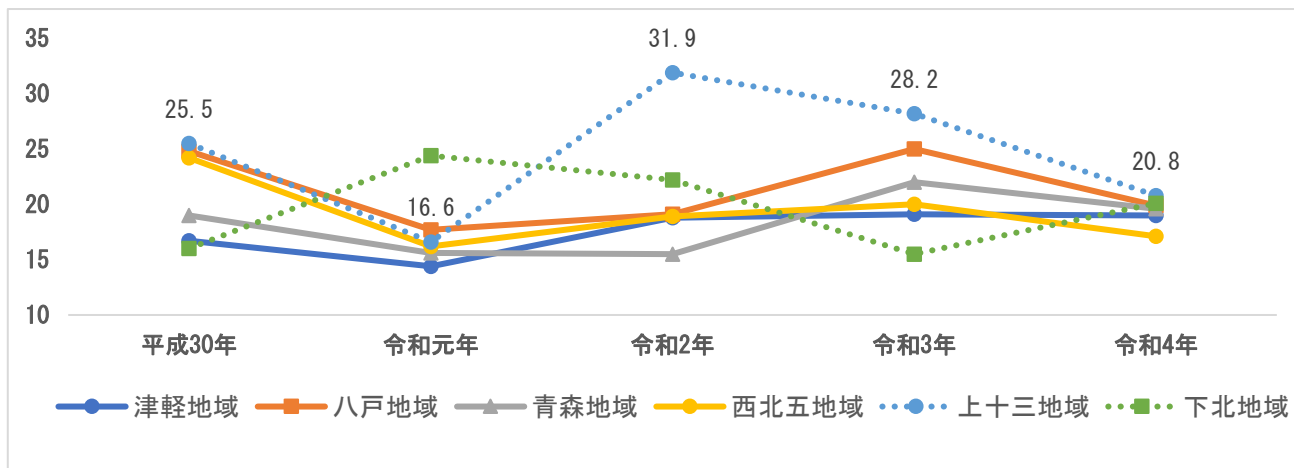
#### ※ 地域自殺実態プロファイル（2023）

自殺統計（警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」で、総人口（外国人を含む）を対象としているもの）や、特別集計（警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺総合対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計し作成しているもの）等をもとに、自殺対策推進センターが取りまとめて作成しているデータです。

#### 4 二次保健医療圏別の自殺死亡率の推移

二次保健医療圏別の自殺死亡率の推移をみると、令和元年を除き上十三地域が最も高くなっています。(図表Ⅱ-7)

図表Ⅱ-7 二次保健医療圏別自殺死亡率の推移



資料：地域自殺実態プロファイル（2023）をもとに障がい福祉課が作成

#### 5 自殺未遂歴の有無

本県の自殺者のうち過去に自殺未遂歴がある割合は、平成30年から令和4年の合計で15.3%となっており、性別では男性が12.2%、女性が23.1%となっています。(図表Ⅱ-8)

図表Ⅱ-8 自殺未遂歴の有無の推移（性別）

	未遂歴	H30	R1	R2	R3	R4	H30~R4 合計 (人)	H30~R4 割合
		総数	あり	40	26	39	40	49
	なし	151	165	190	187	161	854	67.2%
	不詳	86	23	27	55	32	223	17.5%
男性	あり	27	15	17	26	26	111	12.2%
	なし	112	119	141	140	122	634	69.5%
	不詳	62	13	23	43	26	167	18.3%
女性	あり	13	11	22	14	23	83	23.1%
	なし	39	46	49	47	39	220	61.3%
	不詳	24	10	4	12	6	56	15.6%

資料：地域自殺実態プロファイル（2023）

## 6 高齢者関連（高齢者の自殺の内訳）

60歳以上の自殺者数について、性・年代・同居者の有無別にみると、男性は全ての年代で同居人ありの割合が全国より高くなっていますが、女性では全ての年代で同居人ありの割合が全国以下となっています。（図表Ⅱ－9）

図表Ⅱ－9 60歳以上の性・年代・同居者の有無別自殺者数・割合  
(H30～R4年合計)

同居人の有無		自殺者数		割合		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	102	57	16.8%	9.4%	13.4%	10.0%
	70歳代	91	41	15.0%	6.8%	14.9%	8.4%
	80歳以上	90	22	14.8%	3.6%	11.9%	5.2%
女性	60歳代	47	13	7.7%	2.1%	8.5%	2.8%
	70歳代	56	23	9.2%	3.8%	9.1%	4.3%
	80歳以上	39	26	6.4%	4.3%	7.0%	4.3%

資料：地域自殺実態プロファイル（2023）

## 7 勤務・経営関連（有職者の自殺の内訳）

### （1）有職者の自殺の内訳

本県の有職者の自殺者の内訳は、「自営業・家族従業者」が30.1%、「被雇用者・勤め人」が69.9%となっています。（性・年代・同居の有無の不詳を除く）（図表Ⅱ－10）

図表Ⅱ－10 「自営業・家族従業者」・「被雇用者・勤め人」別自殺者数と割合（H29～R3の合計）

職業	自殺者数（人）	割合	全国割合
自営業・家族従業者	155	30.1%	17.5%
被雇用者・勤め人	360	69.9%	82.5%
合計	515	100.0%	100.0%

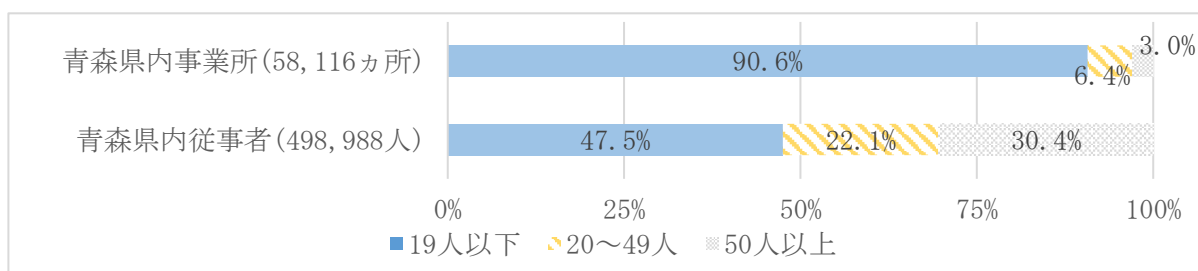
資料：地域自殺実態プロファイル（2022）

### （2）地域の事業所規模別事業所数及び従業者割合

本県の事業所（58,116カ所）について、事業所の規模別にみると、従業者数19人以下の事業所が全体の90.6%を占めています。

また、本県の従業者の47.5%が従業員19人以下の事業所に、22.1%が20～49人の事業所に、30.4%が50人以上の事業所に勤務しています。（図表Ⅱ－11）

図表Ⅱ－11 事業所規模別事業所・従業者割合（平成28年経済センサス）



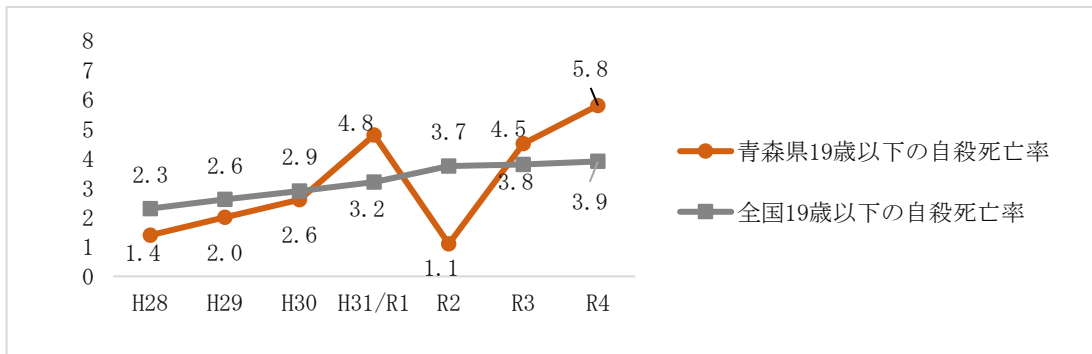
資料：地域自殺実態プロファイル（2022）

8 こども・若者関連

19歳以下の自殺死亡率は全国的に上昇傾向にあります。一方、本県の場合は1～2人の自殺者数の増減により自殺死亡率が大きく変動することから、経年の傾向等は慎重に判断する必要があります。(図表Ⅱ－12)

学生・生徒別に自殺者に占める割合をみると、平成30年から令和4年の合計では、本県では高校生以下が55.9%、大学生等が44.1%となっています。(図表Ⅱ－13)

図表Ⅱ－12 19歳以下の自殺死亡率の推移



資料：人口動態統計

図表Ⅱ－13 学生・生徒別自殺者数（H30～R4年合計）

学生・生徒等(全年齢)	自殺者数	割合	全国割合
高校生以下	19	55.9%	46.6%
大学生・専修学校生等	15	44.1%	53.4%

資料：地域自殺実態プロファイル（2023）

### 第3章 これまでの自殺対策と課題

#### 1 これまでの取組及び評価

本県では、自殺者数の増加を受けて、平成13年度以降「青森県健康増進計画」において自殺対策を重点施策と位置付け、県民への正しい知識や理解の普及啓発及び相談窓口の周知に努める等相談体制の充実・強化に取り組んできました。

その後、平成28年4月に改正された自殺対策基本法に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない青森県の実現」を基本理念とする「いのち支える青森県自殺対策計画」を平成30年3月に策定し、市町村が行う自殺対策への相談支援等の基本施策や、ハイリスク層ごとの課題に着目した重点施策に、全庁的な体制の下、部局横断的に達成状況等を点検・評価等しながら取組を進めてきました。

直近の数値等による評価は図表Ⅲ-1のとおりです。4つの評価指標のうち、3つで目標値を達成していますが、計画の目標である自殺死亡率16.6、自殺者数193人以下については令和4年時点ではいずれも目標未達成となっております。

計画の評価機関として、自殺予防対策に関する有識者や関係団体等で構成される青森県自殺対策連絡協議会では、構成員から普及啓発や人材育成、自殺対策に関わる関係機関の連携強化を求める意見があり、これらを踏まえた取組の強化が必要です。

図表Ⅲ-1 いのち支える青森県自殺対策計画の取組・進捗・評価

基本施策		重点施策
1 市町村への支援の強化	5 生きることの促進要因への支援	1 高齢者対策
2 地域におけるネットワークの強化	6 児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進	2 生活困窮者対策
3 自殺対策を支える人材の育成		3 勤務・経営問題対策
4 住民への啓発と周知		4 子ども・若者対策

目標等	関連施策	目標値	H28年	H29年	実績						暫定評価	
					H30年(度)	R1年(度)	R2年(度)	R3年(度)	暫定評価 R4年(度)	評価年 R5年(度)		
計画の目標	①自殺死亡率	16.6以下	21.0	20.8	20.6	16.9	19.3	23.4	20.2	—	未達成	
	②自殺者数	193人以下	271人	265人	259人	209人	238人	284人	242人	—	未達成	
計画の指標	③市町村自殺対策計画策定率	基本施策1 全市町村作成	—	1市町村	29市町村	35市町村	39市町村	40市町村	40市町村	40市町村	40市町村	達成
	④介護支援専門員等を対象としたゲートキーパー養成数	基本施策3 重点施策1 1,000人以上	—	882人	966人 84人増	966人 0人増	1,024人 58人増	1,173人 149人増	1,291人 118人増	1,412人 121人増	達成	
	⑤県内の小中学校におけるSOSの出し方教育の実施市町村	基本施策5 重点施策3 全市町村実施	—	14市町村	22市町村	27市町村	31市町村	28市町村	31市町村	37市町村※1	未達成	
	⑥青森県健康経営認定事業所数	基本施策5 増加	—	94カ所	94カ所	94カ所	296カ所	350カ所	369カ所	375カ所※2	達成	

※1 R5年度のSOS出し方教育実施市町村数は実施予定を含む。

※2 R5年度青森県健康経営認定事業所数はR5年9月末時点のもの

## 2 本県における自殺対策の課題

本県の自殺者数及び自殺死亡率は減少傾向にあるものの、令和4年までは自殺者数242人、自殺死亡率は20.2と依然として全国平均を上回っており、取組をさらに強化していく必要があります。(図表Ⅱ-1)

年代別自殺者数では、40歳以上が自殺者の8割を占めており、令和3年以降は40～59歳の自殺者数が最も多くなっているほか(図表Ⅱ-3)、平成28年以降、男性が7割強と全国よりも多い状況です(図表Ⅱ-4)。性別では、男性の自殺死亡率は全国より高い水準で推移しており、女性の自殺死亡率は全国と同様に横ばいで推移し減少傾向はみられません。(図Ⅱ-5)。このため、本県では40～59歳の働き盛り世代をはじめとした男性と高齢者への対策を更に推進するとともに、国が令和4年10月に示した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、女性に対する支援についても強化する必要があります。

一方、19歳以下の自殺死亡率は全国値が上昇傾向にある上、本県においても自殺死亡者がいる状況が続いていることから、こども・若者対策についても一層推進していくことが必要です。(図Ⅱ-12)

また、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日に「5類感染症※」に位置付けられ、様々な社会的制限・制約が解除されているものの、いまだに社会的な影響は続いていることから、今後その影響を踏まえながら念頭に取組を推進する必要があります。

---

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)における分類

## 第4章 自殺対策の基本方針

### 1 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まると考えられます。

そのため、自殺対策は「生きることの促進要因」を増やす取組と「生きることの阻害要因」を減らす取組、双方を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけではなく、「生きる支援」に地域のあらゆる資源を動員し、「生きることの包括的な支援」を推進することが重要です。

なお、この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

### 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、様々な分野の取組を横断的に実施するとともに、県民や関係機関等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組や、生活困窮者自立支援制度などとの連携、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、孤独・孤立対策や子ども等に関する各関係機関との連携による取組が重要です。

### 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて、強力にかつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、県民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」や、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。（図表Ⅳ－1）

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、それぞれの段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

加えて、自殺の事前対応の更に前段階での取組として、学校において、児童生徒等を対象とした、「SOSの出し方に関する教育<sup>\*</sup>」を推進することも重要とされています。

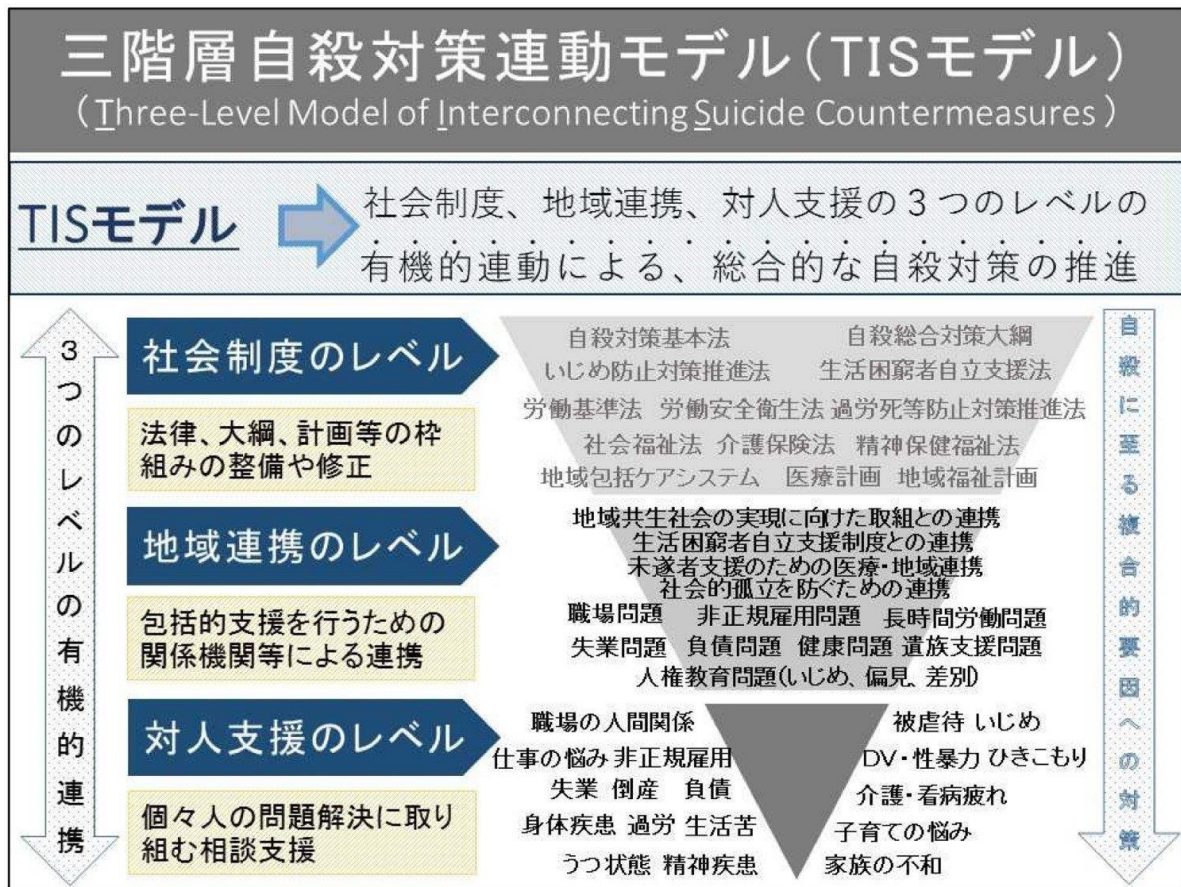
---

<sup>\*</sup>命や暮らしの危機に直面した時、誰にどうやって助けを求めればよいのか具体的かつ実践的



な方法を学ぶと同時に、辛い時や苦しい時には助けを求めても良いということを学ぶ教育

図表IV-1 三階層自殺対策連動モデル



4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての県民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく必要があります。

5 行政、関係団体、民間団体等、県民が明確な役割をもって連携・協働を推進する

本県の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない青森県」を実現するためには、国、県、市町村、関係団体、民間団体、企業、県民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

地域においては、県や市、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した地域プラットフォームづくりが重要となります。（第6章4参照）

本県の自殺対策における国、県・市町村、関係団体、民間団体、企業及び県民の果たすべき



役割を以下に示します。

<国>

- ・各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。
- ・各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。
- ・自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどにより、国と地方公共団体が協力しながら、PDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

<県・市町村>

- ・地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する県及び市町村は、「自殺総合対策大綱」及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。
- ・県民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。
- ・県が設置する青森県自殺対策推進センターは、エリアマネージャーとして、国の自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、県内の市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。

<関係団体>

- ・保健、医療、福祉、教育、労働、法律、そのほかの自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

<民間団体>

- ・直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律そのほかの関連する分野での活動も自殺対策に寄与し得るということを理解して、ほかの主体との連携・協働の下、国や県、市町村等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

<企業>

- ・労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者のこころの健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

<県民>

- ・自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解する。
- ・危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らのこころの不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるようにする。
- ・自殺が社会全体の問題であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない青森県の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

## 第5章 いのち支える自殺対策における取組

基本施策	国の方針（自殺総合対策大綱）を踏まえた自殺対策を推進するための本県の基盤的な取組
重点施策	本県の自殺の特徴を踏まえて 重点的に取り組むべき対象者への施策

生きる支援関連施策	生きることを支えるのすべての取組
-----------	------------------

### 1 基本施策

#### (1) 市町村等への持続的支援

市町村と都道府県は共に住民サービスを担う地方行政の実施主体として、それぞれに地域の自殺対策を推進することが求められます。

市町村の主な役割としては、住民に最も身近な基礎自治体として、住民の暮らしに密着した広報・啓発、相談支援等を始めとして、地域の特性に応じた自殺対策を推進していくことが求められます。

このため、県は、市町村を包括する広域自治体として、青森県自殺対策推進センターを中心とした支援（データ分析や困難事例に対する連携等）を行います。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画推進等のための技術的支援を実施します。</li> <li>・市町村及び民間団体が行う自殺対策に対する相談支援を実施します。</li> <li>・市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導等を行います。</li> <li>・自殺者及び自殺未遂者に関するデータ等や県内関係機関の取組等のデータを収集し、資料を市町村等に提供します。</li> <li>・うつスクリーニング等の様々な取組事例を情報提供します。</li> </ul>	青森県自殺対策推進センター（障がい福祉課及び県立精神保健福祉センター）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画推進等のための二次保健医療圏ごとの実情に応じた支援を実施します。</li> <li>・広域的な啓発・キャンペーンの展開、地域における自殺未遂者等支援の体制整備、遺された人への情報提供や支援体制の整備等のほか、二次保健医療圏など市町村の圏域を越えた地域を対象として実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等による支援を行います。</li> </ul>	各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画及び自殺総合対策大綱に基づき、「人材育成」や「児童生徒の自殺予防に向けた心の教育」等の各取組の推進及び身近な住民に対する相談対応・普及啓発を行います。</li> </ul>	市町村

#### <評価指標>

項 目	目 標 値
県が把握する自殺者や未遂者等に関する集計資料の市町村への提供回数	年1回以上

(2) 地域におけるネットワークの拡大

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保し、また必要に応じて連携・協力する関係機関を拡大しながら地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要です。

このため、市町村の地域自殺対策計画が実効性のある取組として推進されるよう青森県自殺対策推進センター等が支援するとともに、青森県自殺対策連絡協議会等を開催し、関係機関における情報共有と適時適切な情報提供を推進します。

また、各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）においても随時、二次医療圏ごとの実情を踏まえながら関係機関同士の連携の強化・拡大を図ります。

さらに、自殺対策において、民間団体は重要な役割を担っていることから、民間団体との連携体制が円滑に機能するよう取り組みます。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な自殺予防対策を推進するため、関係機関との情報共有及び意見交換等を実施します。</li> <li>・民間団体における相談の担い手や関係機関との連携を促します。</li> <li>・自殺の原因となり得る様々な問題に対応する「相談機関窓口一覧」の作成・提供等により関係機関と連携を支援します。</li> </ul>	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次保健医療圏ごとに、関係機関での必要な情報共有を行い、連携を強化・拡大します。</li> </ul>	各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）

<評価指標>

項 目	目 標 値
二次保健医療圏ごとの自殺対策関係者の連携の強化・拡大を目的とした会議体等を開催回数	各圏域年1回以上

(3) 自殺対策を支える人材の育成

自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及及び自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞くことで、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等の養成を継続するとともに幅広い自殺対策教育や研修等を実施します。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲートキーパー養成研修、フォローアップ研修等を実施できるよう、指導者育成等を支援します。</li> <li>保健所、市町村、障害福祉サービス事業所等に従事する職員を対象に、精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を支援します。</li> <li>市町村、相談機関担当者等を対象とした研修会を実施し、関係者の資質の向上を支援します。</li> </ul>	青森県自殺対策推進センター（障がい福祉課及び県立精神保健福祉センター）
<ul style="list-style-type: none"> <li>ゲートキーパー養成研修を実施した各団体に対して、自殺予防週間、自殺対策強化月間等における活動の実施について、協力依頼を行います。</li> <li>夜間の電話相談を実施しているNPO法人あおもりのちの電話を支援します。</li> <li>高齢者に携わる様々な職種等を対象とするゲートキーパー養成研修会を実施します。</li> </ul>	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>事例検討等を通じて、地域における関係機関や専門家等と連携し、自殺リスクの低下に結びつける方法等を検討します。</li> <li>二次保健医療圏ごとに、関係機関での必要な情報共有を行い、連携を強化・拡大します。（再掲）</li> </ul>	各県民局地域健康福祉部 保健総室（保健所）

<評価指標>

項 目	目 標 値
自殺対策関係職員（市町村職員等）を対象とした研修会の開催回数	年1回以上

(4) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて県民の理解の促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には「誰かに援助を求める」ことへの理解促進を通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における県民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を推進します。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各メディア（TVCM や SNS）等を活用しながら自殺に関する正しい理解を促す働きかけを実施します。</li> <li>・自殺予防週間（毎年9月10日～16日）と自殺対策強化月間（毎年3月）に合わせて取組を強化します。</li> <li>・「青森県依存症等対策推進計画」に基づきアルコールやオーバードーズ等を含む薬物乱用関連問題の対策を推進します。</li> </ul>	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・全庁横断的な取組の必要性を理解し、所管部局において適切な機会等で普及啓発等に協力していきます。</li> </ul>	いのち支える青森県自殺対策推進本部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺に関する正しい理解を促す働きかけを実施します。</li> <li>・自殺予防週間（毎年9月10日～16日）と自殺対策強化月間（毎年3月）に合わせて取組を強化します。</li> <li>・自殺等の問題を含むアルコールやオーバードーズ等を含む薬物乱用関連問題について啓発します。</li> </ul>	各県民局地域健康福祉部 保健総室（保健所）

<評価指標>

項 目	目 標 値
メディア（TVCM・SNS・新聞・ポスター）等を活用した普及啓発	継続実施

(5) 生きることの促進要因への支援

社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクの低下を図る取組を推進します。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺の原因となり得る様々な問題に対応する「相談機関窓口一覧」の作成・提供等により関係機関と連携を支援します。（再掲）</li> </ul>	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族等の支援に必要な情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、地方公共団体の相談窓口等の情報を掲載したパンフレットを作成します。</li> <li>遺族等が集まり、自分の体験や思いを話せる場を提供します。</li> <li>「相談機関窓口一覧」の配布等により、相談窓口の周知を行います。</li> </ul>	県立精神保健福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校において、子どもたちの心に傷を負う可能性のある危機的事態が発生した際に、スクールカウンセラー等による「こころの緊急支援活動チーム」を派遣し、生徒の心のケアに対応します。</li> </ul>	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>「相談機関窓口一覧」の配布等により、相談窓口の周知を行います。</li> <li>自殺に関する正しい理解を促す働きかけを実施します。</li> <li>自殺予防週間（毎年9月10日～16日）と自殺対策強化月間（毎年3月）に合わせて取組を強化します。（再掲）</li> <li>自殺等の問題を含むアルコールやオーバードーズ等を含む薬物乱用関連問題について啓発します。（再掲）</li> </ul>	各県民局地域健康福祉部 保健総室（保健所）

<評価指標>

項 目	目 標 値
「相談機関窓口一覧」の配布施設数	1640ヵ所以上

(6) 児童生徒等の自殺予防に向けたこころの教育等の推進

児童生徒の自殺予防には、一次予防として「全体的な予防介入」、二次予防として「リスクの高い集団に対する選択的介入」、三次予防として「自殺企図などリスクが明白な子どもに対する介入」を適切に行うことが重要です。

このため、自殺の一次予防として、学校において、こころの機能・感情・思考パターン等についての教育、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進するとともに、児童生徒のこころの状況の適切なアセスメントを行います。

また、二次予防や三次予防として、心理的な負担を受けている児童生徒へのこころのケアを含めてバランス良く支援します。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村及び小中学校が実施する児童生徒の自殺予防に向けたこころの教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付けるための取組を支援します。</li> <li>関係機関等と協働しながら心理的な負担を受けている児童生徒へのこころのケアの支援等を推進します。</li> <li>市町村等による児童生徒等の心理的な負担等の実態把握に向けた取組について、県立精神保健福祉センターと連携しながら支援します。</li> </ul>	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>安心して学べる学校環境づくりに向けて、児童生徒の自主的な活動を促進し、優良事例の普及を図るほか、ハートフルリーダー*等研修を実施するとともに、いじめ防止対策マニュアルを作成します。</li> </ul>	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が推進する、児童生徒の自殺予防に向けたこころの教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付けるための教育に対し、技術的支援等を実施します。</li> <li>高等学校及び大学等からの依頼等に応じて生徒の自殺予防に向けたこころの教育等の推進に協力します。</li> </ul>	各県民局地域健康福祉部 保健総室（保健所）

<評価指標>

項 目	目 標 値
小学校における児童の自殺予防に向けた心の教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付ける等のための教育の実施率（実施学校の割合）	80%以上
中学校における生徒の自殺予防に向けた心の教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付ける等のための教育の実施率（実施学校の割合）	80%以上

※ ハートフルリーダー：いじめ防止推進教師のこと



(7) 女性に対する支援の強化

全国的に女性の社会進出が進んできた一方で、非正規雇用の多さに起因する不安定な就労環境、コロナ禍により顕在化した貧困や孤独・孤立問題、妊娠・出産・育児に伴う身体的・心理的負担の偏在、性暴力・性犯罪被害等、困難な問題に直面している女性がいます。

こうした問題に対しては、様々な視点により新たな支援体制の強化が図られているところですが、必要な支援が十分に行きわたるよう取組を一層推進していかなければなりません。

また、全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、令和2年度に約12.5万件と過去最高となって以降、令和4年度も約12.2万件と高水準で推移しています。引き続き多様なニーズに対応しながら、配偶者等からの暴力について相談業務に取り組む必要があります。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者等からの暴力の防止及び児童虐待に関する通報、通告、相談のためのフリーダイヤルのホットラインを設置し、通報、通告、相談に対応します。</li> <li>妊娠期から産褥期まで妊産婦及びその家族に対し一貫した支援を行うため、妊産婦情報共有システムの活用を促進します。</li> <li>医療と保健の情報共有に基づく支援体制を整備し、精神疾患を抱えている妊産婦や、精神的支援が必要な妊産婦を適切な支援につなぎます。</li> </ul>	こどもみらい課
<ul style="list-style-type: none"> <li>レイプ、性虐待、わいせつ行為等の本人が望まない性的行為の被害者を支援する総合相談窓口として、「あおもり性暴力被害者支援センター※」を設置し、産婦人科医、弁護士、臨床心理士等の専門家や関係機関と連携・協力して、途切れのない支援を行います。</li> </ul>	県民活躍推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力等にも対応した相談機関窓口一覧の配布等により、相談窓口の周知を行います。(再掲)</li> </ul>	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦に関する関係会議や研修会の開催などにより市町村の取組を支援します。</li> <li>思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を行います。</li> </ul>	各県民局地域健康福祉部 保健総室(保健所)

<評価指標>

項 目	目 標 値
二次保健医療圏ごとの妊産婦のメンタルヘルスに関する関係会議又は研修会の開催	各圏域年1回以上

※ あおもり性暴力被害者支援センターでは、性の区別なく支援を行っています。



## 2 重点施策

### (1) 高齢者世代対策

高齢者世代の自殺対策は、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけを行うことが必要です。

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、その結果、孤独・孤立に陥りやすいことから、地域包括ケアシステム等の施策と連動した事業の展開や、「つどいの場」等の居場所づくりを通じた社会参加の強化等といった、ソーシャル・キャピタルを活用した施策を推進します。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者を含む住民の暮らしや心身の健康を見守る人材の育成を進めます。</li> <li>・地域における医療・福祉分野の多職種連携を促進します。</li> </ul>	健康医療福祉政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が実施している高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための「つどいの場」について、研修会の開催等により拡充を支援します。</li> </ul>	高齢福祉保険課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に携わる様々な職種に対するゲートキーパー育成研修会を実施します。</li> <li>・自殺の原因となり得る様々な問題に対応する性暴力等にも対応した相談機関窓口一覧の配布等により、相談窓口の周知を行います。（再掲）</li> </ul>	障がい福祉課

#### <高齢者世代対策及び生活困窮者対策に関する評価指標>

項 目	目 標 値
ゲートキーパー年間養成数（市町村・県を合算）	2300人

市町村も策定した計画に基づき主に身近な住民等に人材育成を推進することから県と市町村の合計数を目標とする

### (2) 働き盛り世代対策

働き盛り世代への対策として、勤務・労働環境の多様化に対応できるよう、職域、各事業所での対策に加え、行政や地域の業界団体の役割が重要であることを踏まえ、地域での周知・啓発や職場におけるメンタルヘルス対策等を推進します。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルス不調者への対応に関する取組やストレスチェック等が要件として含まれている経済産業省「健康経営優良法人認定制度」の県内事業所の認定取得を支援します。</li> </ul>	がん・生活習慣病対策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森県自殺対策連絡協議会等の機会に、労働局、産業保健総合支援センターと取組の情報を共有し、各機関と連携した取組を推進します。</li> </ul>	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内商工団体や企業に対し、青森労働局と連携して、長時間労働の是正を含む働き方改革について周知し、県内の雇用環境の改善を促します。</li> <li>・県内事業所の労務関係者、労働団体の関係者等に対し、労働法令や労働問題についての理解を深めるための労働講座を開催します。また、メールマガジン「労働あおもり」で労働関係法令等の周知啓発を図り、雇用環境の改善を促します。</li> </ul>	産業イノベーション推進課 若者定着還流促進課

<評価指標>

項 目	目 標 値
国の健康経営優良法人認定数及び健康宣言実施増加数	171 社

(3) こども・若者世代対策

こども・若者は、いじめやひきこもり、不登校、性の悩み、発達障がい、虐待等相互に影響し合う様々な問題が複雑に絡み合いながら孤独・孤立感を深める場合が多く、また、ヤングケアラーのような「家庭内のデリケートな問題」や「本人に自覚がない」という要因から構造的に表面化しにくいような課題もあり、こども・若者世代対策は関係分野が連携して多角的かつ継続的に対策を行うことが不可欠です。このため、枠組みを超えた相談支援体制の構築と、ライフステージに応じた自殺予防に資する教育の実施、若者の特性に応じた、SNS等のメディアを活用した支援の充実を図ります。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>県内私立中高等学校と外部専門家から構成されるいじめ問題に係る連絡協議会を開催します。また、いじめ問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難である事態や生徒の生命、身体の安全を脅かす恐れのある緊急事態が発生した場合に、客観的・専門的な立場から助言を行う外部専門家を派遣し、学校の的確な対応を支援します。</li> </ul>	県民活躍推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年の意識の現状等についての調査（隔年）の中で、インターネット利用状況等の調査を実施します。</li> <li>生活の様々な面で困難を抱え、支援を必要としているこども・若者やその家族が、適切な相談機関につながっていくことを後押しするため、どこに相談したらよいかわからない方などの案内窓口として、「子ども・若者総合案内」を設置し、適切な相談機関を紹介・案内します。</li> <li>困難を有するこども・若者を支援している代表的な機関（相談窓口）について、相談内容別にその概要をまとめた「あおり子ども・若者支援機関マップ」を作成し、関係機関等への配布等を通じて、相談先を周知します。</li> </ul>	県民活躍推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>こども・若者の情報収集手段の中心となっているメディアによる効果的な普及啓発を行うとともに、主流となっているコミュニケーション手段による相談窓口を確保します。</li> <li>自殺未遂歴がある等の困難事例に対応するため、多職種の専門家で構成する「こどもの自殺危機対応チーム」を設置し、専門家による助言や支援に取り組みます</li> </ul>	障がい福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもりに特化した一次相談窓口である「青森県ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進します。</li> </ul>	県立精神保健福祉センター

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室や相談室などをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡充に向けた取組を進めるなど、学校における相談体制の充実を図ります。また、心身の問題を抱える生徒や保護者と関わる機会が多い養護教諭等に対し、こどもの心の健康に関する研修を行います。</li> <li>・長期休業前から長期休業中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等において、悩みを抱える児童生徒の早期発見、組織的な対応、保護者との連携等の取組を推進します。</li> <li>・いじめ防止等の対策を実効的に行うため、県立学校に外部専門家及び学校関係者による組織を設置します。・いじめ、不登校等への対応のため、臨床心理に関し高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置・派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言・援助を行います。</li> <li>・問題を抱える児童生徒が置かれている環境の改善を図るため、教育事務所、県立学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校と関係機関等とのネットワーク、学校内のチーム体制を構築します。</li> <li>・いじめ、不登校など児童生徒に関わる様々な問題や課題に適切に対応するため、来所相談や24時間体制で電話相談に応じるアドバイザー及び相談員を配置し、学校や関係機関等と連絡を取り合うことによって、早期解決への支援を行います。</li> <li>・安心して学べる学校環境づくりに向けて、児童生徒の自主的な活動を促進し、優良事例の普及を図るほか、ハートフルリーダー等研修を実施するとともに、いじめ防止対策マニュアルを作成します。（再掲）</li> <li>・県立学校において、子どもたちの心に傷を負う可能性のある危機的事態が発生した際に、スクールカウンセラー等による「こころの緊急支援活動チーム」を派遣し、生徒の心のケアに対応します。</li> <li>・児童生徒がネットいじめやネット犯罪に巻き込まれることを未然に防止するため、ソーシャルメディア等の監視を実施します。</li> <li>・県教育委員会と県警察本部が少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校の要望に応じて派遣し、児童生徒、教職員、保護者を対象とした情報モラル教育等に関する講演を実施します。（警察本部と合同）</li> </ul>	<p style="text-align: center;">学校教育課</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育委員会と県警察本部が少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフによる合同サポートチームを結成し、学校・団体等の要望に応じて派遣し、児童生徒、教職員、保護者等を対象とした情報モラル等に関する講演を実施します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">警察本部</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域若者サポートステーションと関係機関との連携を図るため、ネットワーク構築・維持をサポートします。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">若者定着還流促進課</p>

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が推進する、児童生徒の自殺予防に向けたこころの教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身につけるための教育に対し、技術的支援等を実施します。(再掲)</li> <li>・高校及び大学等からの依頼等に応じて、児童生徒の自殺予防に向けたこころの教育等の推進に協力します</li> </ul>	各県民局地域健康福祉部 保健総室(保健所)

<評価指標(基本施策一部再掲)>

項 目	目 標 値
小学校における児童の自殺予防に向けた心の教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身につける等のための教育の実施率(実施学校の割合)	80%以上
中学校における生徒の自殺予防に向けた心の教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身につける等のための教育の実施率(実施学校の割合)	80%以上
小中学校のスクールカウンセラー配置率	100%

(4) 生活困窮者対策

生活困窮者は、失業、疾病・障がい、多重債務、育児・介護をはじめとした多くの問題を、複合的に抱えています。

こうした問題を抱える生活困窮者の自殺リスクが高いことを認識した上で、市町村や関係機関と連携し自立に向けた包括的な支援を推進します。

主な取組内容	実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援を推進します。</li> <li>・市町村において、生活困窮者をはじめとする地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築できるよう、市町村や社会福祉協議会等の職員等を対象とした研修会や情報交換会を開催します。</li> </ul>	健康医療福祉政策課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な職種に対するゲートキーパー育成研修会を実施します。</li> <li>・自殺の原因となり得る法的な問題に対し、専門家による法律相談の場を調整するほか、「こころの健康支援専門員」等が健康問題についても適切な支援機関を紹介します。また、法律相談の場については、いのち支える自殺対策推進本部と協力しながら広く周知します。</li> </ul>	障がい福祉課

<高齢者対策及び生活困窮者対策に関する評価指標(再掲)>

項 目	目 標 値
ゲートキーパー年間養成数(市町村・県を合算)	2300人

### 3 生きる支援関連施策

生きる支援関連施策は、令和4年10月に国が策定した自殺総合対策大綱に定める13本の「当面の重点施策」に沿って整理します。

#### (1) 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①市町村等への持続的支援	(1)	—	—	青森県地域自殺対策推進センター 県立精神保健福祉センター 各県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)	市町村 民間団体

#### (2) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

項目	基本	重点	重点・基本施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①自殺予防週間と自殺対策強化月間の啓発	(4)	—	—	障がい福祉課 学校教育課 警察本部	市町村 各県民局地域健康福祉部 保健総室(保健所) 県民活躍推進課
②児童生徒の自殺対策に資する教育の推進	(6)	(4)	—	青森県自殺対策推進センター 学校教育課 警察本部	市町村 各県民局地域健康福祉部 保健総室(保健所) 県民活躍推進課
③自殺や自殺関連自傷等に関する正しい知識の普及	(4)	(4)	—	青森県自殺対策推進センター 学校教育課 警察本部	市町村 各県民局地域健康福祉部 保健総室(保健所) 県民活躍推進課
④うつ病等についての普及啓発の推進	(4)	(1)	—	障がい福祉課	市町村 各県民局地域健康福祉部 保健総室(保健所) 医療機関等

#### (3) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証	—	—	・関係機関等からのデータ収集及び調査分析をします。 ・自殺等に関する基礎資料等を関係機関に提供します。	障がい福祉課	各県民局地域健康福祉部 保健総室(保健所) 警察本部 消防本部等

#### (4) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る



項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①自殺対策の連携調整を担う人材の養成	(2)	—	—	障がい福祉課 各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）	市町村 地域包括支援センター 社会福祉協議会 警察本部 消防本部 民間団体 教育関係機関 医療機関 …等の関係機関
②教職員に対する普及啓発	(6)	(4)	—	学校教育課	各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所） 市町村
③地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上 様々な分野でのゲートキーパーの養成	(3)	(1)	—	障がい福祉課 各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）	市町村 その他相談対応機関
④社会的要因に関連する相談員の資質の向上	—	—	・青森県消費生活センターの苦情相談業務の一環として、県内消費生活センターの消費生活相談員の資質向上及び市町村等における相談対応能力向上に取り組んでおり、県としては青森県消費生活センターが自殺予防的視点を持ちながら活動をできるように関係会議等を通じて支援します。	障がい福祉課	青森県消費生活センター
⑤様々な分野でのゲートキーパーの養成	(3)	(1)	—	障がい福祉課 県立精神保健福祉センター 各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）	市町村
⑥自殺対策従事者への心のケアの推進	—	—	・自殺対策に係る各種研修において、自殺対策従事者の心のケアの推進に関する内容を取り入れていきます。	県立精神保健福祉センター	青森県消費生活センター

(5) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進	(5)	(3)	—	がん・生活習慣病対策課 障がい福祉課	人事課 市町村 青森労働局 青森県中小企業団体中央会 等の関係機関
②地域における心の健康づくり推進体制の整備	—	—	・保健所、市町村、障害福祉サービス事業所等に従事する職員を対象に、精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とした研修を実施します。 ・こころの病気、こころの健康状態、こころの悩み等の相談に電話で対応します。	がん・生活習慣病対策課（睡眠等について） 障がい福祉課 県立精神保健福祉センター	市町村
③学校における心の健康づくり推進体制の整備	(6)	(4)	—	障がい福祉課 学校教育課 各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）	市町村
④災害における被災者の心のケア、生活再検討の推進	—	—	・災害等の後に被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム(DPAT)を設置しています。また、被災幼児・児童・生徒や被災地域からの避難者に対して必要な支援を行います。	障がい福祉課 防災危機管理課 学校教育課（緊急スクールカウンセラー派遣等）	市町村

(6) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①入院患者数の減少・通院患者数の増加に対応した医療機関の役割分担や相互連携の強化及び初診待機期間の短縮	—	—	・自立支援医療受給者証の交付数より、特定の疾病の通院患者が増加している状況にあることか、患者本位の医療が実現できるよう医療機関の役割分担・相互連携を強化及び相談支援体制を強化します	障がい福祉課	各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所） 警察本部 市町村 消防本部 医療機関
②子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	—	—	・市町村要保護児童対策地域協議会構成員、地域の関係者、社会的養護施設の職員に対して虐待対応及び被措置児童等虐待防止についての研修の開催等により資質向上を図ります。	子どもみらい課	市町村 各県民局地域健康福祉部福祉子ども（女性）相談総室（児童相談所） 保健総室（保健所）
③うつ等のスクリーニングの推進を支援	(7)	(1)	—	【全年代】 障がい福祉課  【高齢者】 高齢福祉保険課  【妊産婦】 子どもみらい課	【全年代】 市町村  【妊産婦】 市町村、医療機関
④うつ病以外の精神疾患等（依存症患者等）のハイリスク者対策の推進	—	—	—	障がい福祉課 各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）	
⑤がん患者、慢性疾患患者等に対する支援	—	—	・がん診療連携拠点病院に求められる相談支援、地域医療機関に対する研修及び院内の人材養成等の実施を支援します。また、関係機関やピア・サポーター等の連携を支援し、がん患者が住み慣れた地域で必要な支援を受けられることができる環境を整備します。 ・難病の患者やその家族からの療養生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。	がん・生活習慣病対策課	各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所） 医療機関 民間団体



(7) 社会全体の自殺リスクを低下させる

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信	(1) (4)	—	・地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等のわかりやすい発信	【一般住民】 障がい福祉課 【こども・若者】 県民活躍推進課	
②住宅確保要配慮者への情報提供	—	—	・住宅確保要配慮者に対する住まいや居住支援に関する情報提供を行うとともに、相談窓口（青森県居住支援協議会等）の周知等を行います。	建築住宅課	
③多重債務の相談窓口整備とセーフティネット融資の充実	(5)	(2) (3)	・多重債務問題に係る相談体制の強化とセーフティネット貸付の充実・強化を図るため、青森県多重債務者対策協議会等を開催するほか、消費者信用生活協同組合が行う県内の多重債務者等に対する貸付事業を円滑に実施するために市町村が行う預託等の手続きをサポートします。	地域生活文化課	障がい福祉課 警察本部 等
			・経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その償還負担の軽減を図り、必要な資金の融通を円滑に実施するため、融資機関に対し、利子補給金を交付します。	団体経営課	
			・経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている畜産経営体に対し、長期・低利な借換資金を融通するため、融資機関への利子補給金の交付及び借入者への経営改善指導を行います。	畜産課	
			・経営が困難となっている中小漁業者に対し、緊急に必要な固定化債務の整理等に必要な資金の融通を円滑に実施するため、融資機関に対し、利子補給金を交付します。 ・経営が極めて困難となっている漁業者に対し、長期低利の負債整理資金の融通を円滑に実施するため、融資機関に対し、利子補給金を交付します。	水産振興課	

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
④失業者等に対する相談窓口の充実等	(5)	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立職業能力開発校において、求職者の再就職を支援するため造園科やライフライン設備科、溶接施工科、建築設備科の職業訓練を実施するほか、専修学校、各種学校等の民間教育機関を活用して、再就職に役立つ職業能力の習得を図る訓練コースを設定し、機動的な公共職業訓練（ハورتレーニング）を実施します。</li> <li>・企業倒産など事業主の都合により離職し、再就職を目指す方に対して生活安定のために必要な資金を融資します。</li> </ul>	産業イノベーション推進課 若者定着還流促進課	
⑤危険な場所、薬品などの規制	—	—	自殺するおそれのある行方不明事案を認知した場合は、行方不明者の生命・身体の保護を図るための発見活動を迅速かつ適切に推進します。	警察本部	
⑥ICTを活用した自殺対策の強化	(4) (5)	(4)	—	障がい福祉課	学校教育課 県民活躍推進課 いのち支える青森県自殺対策推進本部  各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所） 警察本部 市町村 消防本部 医療機関 等
⑦インターネット上の自殺関連情報対策の推進	—	—	・サイバーパトロール等各種警察活動を通じ、インターネット上で自殺関連情報を入手した際は、サイト管理者等に積極的な削除依頼を実施します。	警察本部	
⑧インターネット上の自殺予告事案への対応等	—	—	・インターネット上の自殺予告事案を認知した場合は、発信者の生命・身体の安全確保を第一として発信者の迅速な特定に努めるとともに、必要な安全確認と保護対策を推進します。	警察本部	

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
⑨ 介護者への支援の充実	—	—	・短期入所生活介護や通所介護等に係る介護保険給付や地域包括支援センターに携わる職員等を対象とした研修、介護教室・介護相互の交流会開催について、地域支援事業の家族介護支援事業として経費の一部を負担します。	高齢福祉保険課	
⑩ ひきこもりへの支援の充実	(6)	(4)	—	障がい福祉課 県立精神保健福祉センター	市町村
⑪ 児童虐待や性犯罪、性暴力への支援の充実	(7)	—	・児童養護施設退所者等の生活の安定と自立を支援するため、就職又は大学等への進学にあたり安定した生活基盤を確保するための児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の実施に要する経費を補助します。	こどもみらい課	
⑫ 児童虐待や性犯罪、性暴力への支援の充実	—	—	・子供や女性の自主防犯意識を醸成して防衛行動を促進し、防犯ボランティア団体の見守り活動の活性化を図るため、講習会を開催します。また、地域の安全・安心に役立つ情報を発信し、犯罪の未然防止・被害拡大防止を図ります。 ・性暴力被害者は、心身に深い傷を負いつつも、羞恥心や二次被害の不安などで被害を届け出ないケースがあることから、被害者が安心して相談することができる環境の整備、関係機関が連携して必要な支援を提供できる体制を構築します。	警察本部	

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
⑬ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等	(7)	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行うひとり親家庭等の児童及びその親に対する医療費助成事業に対し給付額の一部を補助します。</li> <li>・資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得に要する経費の一部を助成します。</li> <li>・高等職業訓練促進給付を活用して資格取得・就業を目指すひとり親家庭の親に対して、「ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金」の貸付を実施するために必要な経費を補助します。</li> <li>・市町村が行うひとり親家庭等の子どもの生活・学習支援事業を支援します。</li> </ul>	こどもみらい課	市町村 各地域県民局地域健康福祉部福祉（こども）総室
⑭妊産婦への支援の充実	(7)	—	—	こどもみらい課	市町村
⑮性的マイノリティへの支援の充実	—	—	・教職員に対し、性同一性障害や性的指向・性自認に係る教職員向け資料を周知します。	学校教育課	
⑯相談の多様な手段の確保	—	—	・多様化するコミュニケーション手段に合わせながら、悩みを抱えた人が相談し繋がりやすい相談体制を確保します。	障がい福祉課	各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所） 警察本部 市町村 消防本部 医療機関

(8) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①地域との連携推進による包括的な未遂者支援の強化	—	—	・自殺未遂者が再度、自殺を企図することがないように地域でネットワークを構築し、相談支援体制を確保します。	障がい福祉課	各県民局地域健康福祉部保健総室（保健所） 警察本部 市町村 消防本部 医療機関
②学校、職場での事後対応の促進	(6)	(4)	—	学校教育課	

## (9) 遺された人への支援を充実する

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①遺族の自助グループなどの運営支援	(5)	—	—	県立精神保健福祉センター	障がい福祉課
②遺族等の相互的な支援ニーズに対する情報提供の推進等	(5)	—	—	県立精神保健福祉センター	障がい福祉課

## (10) 民間団体との連携を強化する

項目	基本	重点	基本・重点施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①民間団体の人材育成に対する支援	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の電話相談を実施している NPO 法人あおもりのちの電話に相談員養成事業費を補助し、相談の充実を図ります。</li> <li>・県で開催する研修等においては必要に応じて民間団体の会員等も参集し、開催します。</li> </ul>	障がい福祉課 県立精神保健福祉センター	
②民間団体と関係機関の連携促進	(2)	—	—	障がい福祉課 県立精神保健福祉センター	市町村
③消費者に関する支援	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者啓発事業の一環として、消費生活センターと地域住民をつなぐパイプ役となり各地域で活動できる消費生活サポーターを育成します。</li> <li>・高齢者など、取引上不利な立場に立ちやすい消費者被害の未然防止等に向け、地域における見守りの仕組みとして市町村が構築する、消費生活相談窓口紹介ネットワークの活動を支援します。</li> </ul>	地域生活文化課	

(11) こども・若者の自殺対策を推進する

項目	基本	重点	重点施策・基本施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①児童生徒が安心して学べる学校環境づくりの推進	(6)	(4)	—	県民活躍推進課 (旧総務学事課) 学校教育課	
②学生・生徒などへの支援の充実	(6)	(4)	—	学校教育課	
③児童生徒の自殺予防に向けた心の教育等の推進	(6)	(4)	—	障がい福祉課 学校教育課	市町村
④若者への支援の充実	(6)	(4)	—		
⑤若者の特性に応じた支援の充実	(6)	(4)	—		

(12) 勤務問題による自殺対策を推進する

項目	基本	重点		主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①長時間労働の是正	(5)	(3)	—		
②職場におけるメンタルヘルス対策の推進	(5)	(3)	—		

(13) 女性の自殺対策をさらに推進する

項目	基本	重点	重点施策・基本施策以外の主な取組	主な県の取組部署	主な関連・協力組織
①妊娠初期の方や予期せぬ妊娠した方等の支援の推進	(7)	—	—	こどもみらい課	市町村 医療機関
②産後うつ予防等の観点における産後初期段階における支援の強化	(7)	—	—	こどもみらい課	市町村 医療機関
③配偶者等からの暴力等も含めた多様なニーズに対応できる相談体制の確保	(7)	—	—	こどもみらい課	市町村 支援団体

## 第6章 計画の推進体制

計画の着実な推進を図るため、計画に掲げた基本施策、重点施策の達成状況、生きる支援関連施策の実施状況を毎年度、把握、点検・評価し、その結果を次年度以降の施策に適切に反映させることにより、効果的な予算編成や事業の実施につなげる PDCA サイクルによる進行管理を行います。

計画の達成状況等の点検・評価は、「いのち支える青森県自殺対策推進本部」を設置し、全庁的な体制の下、部局横断的に実施します。

また、自殺予防対策に関する有識者や関係団体等で構成する「青森県自殺対策連絡協議会」と連携しながら、今後の取組の方向性を検討していきます。

### 1 いのち支える青森県自殺対策推進本部

本県における自殺対策を総合的に推進するため、知事を本部長として各部局長、教育長、警察本部長等で構成する庁内の推進本部です。

### 2 青森県自殺対策連絡協議会

全県的な自殺予防対策の観点から、県内の関係機関・団体が連携し総合的に自殺予防対策の推進を図る機関です。

### 3 青森県自殺対策推進センター

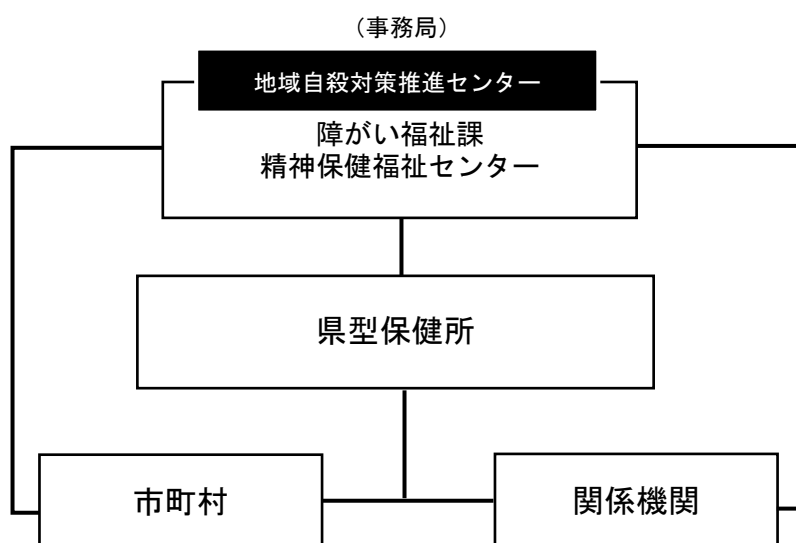
市町村を包括する広域自治体として、各市町村が地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進できるよう、「青森県自殺対策推進センター」を設置し、計画策定に係る技術的支援や困難事例に対する連携等を支援します。

また、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関係機関と連携を図り、市町村に対する適切な助言や情報提供、関係者に対する研修等を行います。

### 4 障がい福祉課・精神保健福祉センター・保健所の連携体制

(青森県版地域自殺対策プラットフォーム)

県が市町村等に対して支援を行うに当たって、障がい福祉課・精神保健福祉センター・保健所の情報共有及び連携体制を示すものです。





**いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）**

**発行 青森県健康医療福祉部障がい福祉課  
〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号  
TEL 017-734-9307 FAX 017-734-8092**